

第1回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会

平成30年8月31日（金）午後2時

市立保健福祉センター5階 会議室1・2

事務局

定刻より少し早いですが、只今より平成30年度第1回新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を開催いたします。健康推進室の阪本でございます。よろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、健康部 溝口部長よりご挨拶申し上げます。

溝口部長

みなさん改めましてこんにちは。健康部の溝口でございます。

本日は大変お忙しい中、第1回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素より皆様方には寝屋川市政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、府の行動計画を上位計画といたしまして、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画を平成26年3月に策定いたしておりましたけれども、平成31年4月に本市が中核市に移行することに伴いまして、保健所設置市として市保健所の役割を新たに追加するなどの必要があるため、市行動計画を改訂することとなりました。

委員の皆様方には、市行動計画の改定に当たりまして、各分野で培われたご見識のもと、幅広い分野からご意見等を頂戴したいと考えておりますので、何かとお手数をお掛けいたしますけれども、何卒どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会に当たります前にご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

まず、初めに、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会委員の皆様

のご紹介をさせていただきます。なお、ご紹介につきましては、委員名簿に沿っていたしますのでご了承お願いいたします。

大阪市立大学大学院医学研究科公衆衛生学教授 福島 若葉 様でございます。
福島委員

福島です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

寝屋川市医師会 顧問 梶田 理 様でございます。

梶田委員

梶田でございます。よろしく申し上げます。

事務局

寝屋川市病院協会 会長 長尾 喜一郎 様でございます。

長尾委員

長尾です。よろしく申し上げます。

事務局

寝屋川市歯科医師会 会長 檜本 浩二 様でございます。

檜本委員

檜本です。よろしく申し上げます。

事務局

寝屋川市薬剤師会 会長 寒川 慶一様でございます。

寒川委員

寒川です。よろしく申し上げます。

事務局

大阪府寝屋川保健所 所長 宮園 将哉様でございます。

宮園委員

よろしく申し上げます。

事務局

続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

健康部長 溝口でございます。

溝口部長

溝口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

健康部部长 猪俣でございます。

猪俣委員

猪俣でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

健康推進室 室長 山口でございます。

山口室長

山口です。よろしくお願いいたします。

事務局

保健所準備室 課長 豊山でございます。

豊山課長

豊山でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

健康推進室 課長 岡本でございます。

岡本課長

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、健康推進室 鹿目でございます。

鹿目主査

鹿目でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

危機管理室 室長 邑川でございます。

邑川室長

邑川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

障害福祉課 次長 西村でございます。

西村次長

西村でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

高齢介護室 課長 出野でございます。

出野課長

出野でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局

保育課 課長 入江でございます。

入江課長

入江です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

健康推進室 船津でございます。

船津

船津でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局

最後に私、健康推進室 係長の阪本でございます。

それでは、次にお手元に配付の次第に従いまして、ご審議をお願いするわけですが、本日は新型インフルエンザ等対策行動計画審議会の初の会議となっておりますので、会長がまだ決まっておりません。従いまして、会長が決まるまでの間、溝口部長に議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

溝口部長、前の席へお願ひいたします。

(溝口部長、前の席へ移動)

溝口部長

それでは、指名によりまして、本審議会の委員長が決まるまでの間、僭越ではございますけれども、議長を務めさせていただきます。

委員の皆様方には、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、本会議の成立について事務局より報告願ひします。

事務局

はい。本日寝屋川市消防署署長 岡田 光司 様、岡田委員におかれましては、ご欠席との連絡をいただいております。従いまして、委員7名のうち、現在6名

の委員の出席をいただいております。寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

溝口部長

はい。ありがとうございました。

只今の報告どおり、会議は成立しております。

続きまして、傍聴者についての報告をお願いいたします。

事務局

なしでございます。

溝口部長

はい。本日は無いようでございますので、それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

案件第1 委員長、副委員長の選出についてを議題といたします。

事務局

はい。委員長、副委員長の選出につきましては、事務局よりご説明申し上げます。寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会規則第4条の規定により、会長、副会長は、出席委員の互選によるものとされております。

溝口部長

はい。只今事務局のほうから説明がありましたけれども、委員長、副委員長の選出について、何かご意見ございますでしょうか。

檜本委員

はい。

溝口部長

檜本委員お願いします。

檜本委員

新型インフルエンザが発生した場合には、病院の役割というのが非常に重要になります。また、この行動計画を策定されたときに副委員長をされておりました寝屋川市病院協会会長の長尾委員が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

溝口部長

ただいま、長尾委員にとの声がありました、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

溝口部長

はい。異議なしと認めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、委員長につきましては、長尾委員にお願いしたいと思います。

続きまして、副委員長について、ご意見はございますでしょうか。

長尾委員長

はい。当初からのメンバーで、公衆衛生や感染症についての見識が深い福島委員を推薦させていただきます。

溝口部長

ただいま、福島委員への推薦ということでお声がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

溝口部長

それでは、福島委員を副委員長にお願いしたいと思います。

では、ここで、議長を長尾委員長と交代させていただきます。

皆様ご協力ありがとうございます。委員長、よろしくお願ひいたします。

(委員長、副委員長が前の席へ移動)

長尾委員長

それでは、第1回新型インフルエンザ等対策行動計画審議会委員長に指名されました長尾でございます。寝屋川市病院協会の代表をさせてもらってますけども、寝屋川市病院協会14病院ありますが、その大きな役割を担っていると思いますので委員長を務めさせていただきます。また、副委員長は福島委員の方で、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、案件の第2 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案についてを議題といたします。まずは、配布資料の確認を事務局お願ひいたします。

事務局

はい。お手元の書類をご確認ください。1枚ものの次第、本日配付資料として、

資料1 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会委員名簿

資料2 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会規則

資料3 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂版）の概要

資料4 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

資料5 新旧対照表

資料6 改訂スケジュール

以上でございます。

長尾委員長

皆様、資料の不足等はありませんか。

そうしましたら、それでは、新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂案につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局健康推進室の山口でございます。これより、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂につきましてのご説明をいたします。

まず、新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂版）の概要から説明をさせていただきますので、恐れ入ります資料3をご参照いただきます。まず1ページをお開きいただきまして、（1）行動計画整備の背景でございます。こちら、新型インフルエンザは人類が新型のウイルスに対して免疫を持たないというところから、世界的な大流行となり、健康被害や社会的影響をもたらすことが懸念されておりますことから、平成25年4月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法、特措法におきまして、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に国家が危機管理事象といたしまして対応し、国及び地方自治体はその対策の実施体制を整備することの必要性を規定しております。本市におきましては、特措法の制定以前から「寝屋川市大規模な感染症対策マニュアル」というものを作成いたしまして、本市としての体制の整備を行っておりましたが、特措法が施行されたことに伴い、政府及び大阪府が新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したことを受けまして、本市での対策の充実、その対策の強化を図るために平成26年3月に寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したもの

でございます。本計画に基づきまして新型インフルエンザ等が発生した場合を想定しまして本市におきましても万全を期しておりますが、今般の中核市への移行に伴いまして、改めて保健所設置市としての役割を明確にしていくものでございます。

今回の計画の改訂にあたりましての考え方についてのご説明をいたします。

(3)の改訂ポイントの部分をご覧ください。改訂のポイントといたしましては、4つの視点において案の作成をしております。まず1つ目といたしまして、最も重要なポイントでございます。先ほども申し上げましたが、来年4月の中核市移行を踏まえまして、保健所の移管に伴う本計画における保健所設置市としての役割を明確にすることでございます。次に、本市が保健所設置市となることに対しまして改めて大阪府との連携やその協力体制を確認していくこととしております。3つ目に新型インフルエンザとうの予防や感染拡大防止の対策及び取組の実施主体の確認と見直しを行うこと、最後に、文章構成の見直しや言葉の用語の点検及び語句の整理を行うこと、この4つを視点に改訂案を示させていただいております。以上のポイントを踏まえまして、行動計画の改訂案を作成しております。よろしく願いいたします。

続きまして、(4) 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針でございます。対策の目的及び基本的な戦略に置きまして感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えることなどをはじめといたしまして、対策の留意点ということで、基本的人権の尊重、関係機関相互の連携・協力の確保等、基本的な対策方針は現行計画を引き継いでおります。又、被害想定につきましては、現時点におきましては国・府において数値の変更がございませんでしたので、引き続き現行計画の数値を使用しているものでございます。

続きまして(5)の市行動計画の構成といたしましては、本計画は特措法に基づき府行動計画を踏まえて策定しているものでございますので、市と市保健所、医療機関や市民等それぞれの役割を明記した中で、体制整備、まん延の防止、予防接種、医療とサーベイランスの各分野においてそれぞれが講じる対策により取得できる効果について示すかたちで記載をしております。

次に、5ページの(2)の発生段階ごとの主な対策の内容でございますが、本計画での発生段階とそれに伴う取り組みの内容を表にまとめているものでございます。これにつきましては、新型インフルエンザ等の発生状況に応じまして、5つの発生段階に分割した中で、各段階で6つの項目により実施する対策を定めております。本編の中では、第4章で発生段階ごとの対策及び取り組みにつきまして記載をしておりますが、国、大阪府の行動計画を踏まえまして、保健所設置市としての取り組みを実践するものと変更いたしております。寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画(改訂版)の内容の説明は以上となります。

長尾委員長

説明は以上となりますが、何かご意見、ご確認、ご質問、変更はございませんでしょうか。26年3月に大阪府の方と策定をされましたけども、今回は来年4月から寝屋川市は中核市へ移行しますし、保健所が市保健所となりますので、まあ、大きな体制が変わるということ、大阪府との連携とか、協力体制を確認すること、そういった大きな役割がありますので、大きな今回の変更になると思います。いかがでしょうか。

福島委員

内容については異論ございませんが、ひとつレイアウトが整ってないところがありまして、7ページ目の医療の市内感染のところの、点線の括弧内、病院医療施設の設置ですかね、医療市内感染のところの点線の中、緊急事態宣言発出時のところ、病院医療施設の設になっています。

事務局

申し訳ございません、文字切れをおこしております、おっしゃるとおりで、臨時の医療施設の設置でございます。ありがとうございます。

長尾委員長

少し皆様見ていただいてまたお気づきがありましたら、お知らせいただけたらありがたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、それでは引き続き、事務局の説明をお願いいたします。資料4 行動計画(案) 資料5 新旧対照表の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画の具体的な改訂内容につきまして、資料4及び資料5におきまして、ご説明をさせていただきます。本来であれば改訂箇所について、それぞれご説明を申し上げるべきであると思っておりますが、保健所の移管に伴う追加変更につきましては、53項目、これをはじめといたしまして、語句の整備などの軽微な変更を含めまして、本文の中におきまして、162箇所の改訂を行っております。後段の一覧表の改訂部分を含めますと、その改定箇所が多岐に渡ってまいりますことから、主なものにつきまして、要点をまとめてのご説明とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。本編の改訂の全体的な案につきましては、改定案の資料4になりますが、本文中、現行計画からの追加や変更を行っている箇所につきまして、アンダーラインを引いているところがございます。また、四角囲いで表記している部分につきまして、ホームページ上の移管に伴う追加、変更というふうになっております。そういう構成で案を示させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、改訂内容につきまして、新旧対照表、資料5によって、ご説明の方をさせていただきますと思います。まず、資料5の書き方、構成につきまして、ご説明をいたします。1枚目をめくっていただきます。左端の番号欄、これは通し番号となっております。その次の現行欄は、現行計画における記載ページと行を示しております。次の改定案の欄は、改定後、資料4での記載ページを行っております。真ん中の2列につきまして、新旧対照となっております。右から2列目の内容欄には改定の種別を示しております。追加、変更、削除、及び整備等の4種類が記載されております。最後に備考欄には当該改訂箇所の根拠や考え方の説明を記載しております。こういう構成で資料5の方を作成しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料5の1ページをお開きください。番号4番のところにまいります。改定案資料4では1ページ18行目となる部分に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の省略表現と、緊急事態措置の内容定義につきまして、これを説明する一文を追加するものでございます。次に2ページ6番になります。改定案では2ページの14行目に、平成31年4月に保健所の設置により、本計画を改訂したこ

との経過を追加いたしましたして、その際に、新型インフルエンザ等対策行動計画審議会において、意見をいただいた旨を説明する一文を追加するもので、こちら保健所の移管に伴う改訂になります。

次に4ページ16番でございます。こちら保健所設置市となった場合、大阪府との連携等の必要が生じまして、府内の感染の動向に対しても注視していく必要が生じるということから、感染の動向や情報を収集する対象を府域に拡大する必要性があるということで、ここ市内を府内という変更するものとなっています。

次に、5ページ25番でございます。政府対策本部から大阪府が緊急事態宣言の指定を受けた場合には、これ以降の本市の発生段階は大阪府と同様の段階としていることから、大阪府との連携の必要性を示す一文を追加するものでございます。次に6ページ28番でございます。国、大阪府の行動計画で想定されている例に倣いまして、社会、経済の影響について、本市が主体的に想定をするという表現に改めるものでございます。同じく6ページの29番でございます。本文中の保育所とする呼称は、一定の保育機関に限定されることになることから、保育施設と名称変更するものでございます。後に、同様の変更が4か所ございますが、説明はこの項目で一括で説明とさせていただきます。

次に9ページ45番でございます。保健所の役割の概要一覧を18ページで参照する旨の注釈を加えるものでございます。

次に11ページの52番でございます。これは先ほどの9ページ45番で説明をいたしました、当該ページの参照先に保健所の役割と概要一覧を追加するものでございます。現行計画におきましては、これまで大阪府の取り組みに対しての協力が本市の主な役割という記載でございましたが、府行動計画におきまして保健所設置市の役割について、その概要が一覧で明記されていることを踏まえまして、改定案の本文の方の15ページから21ページにかけて、これを追加しているものでございます。

次に20ページ53番でございます。市行動計画の策定において掲げる、感染拡大の防止及び国民生活の影響の抑制のこの二つの目標につきましましては、目標設定の根拠が上位計画である政府行動計画及び府行動計画の二つによるものであることから、これを踏まえまして、その主語を明確化しているものでございます。同

じく、22 ページの 55 番でございますが、情報収集やサーベイランスについては、これまで大阪府への協力としていたものから、保健所の主たる役割の一つとなるために、その取り組み内容を示す一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 23 ページ 64 番でございます。ワクチンの備蓄やワクチンの製造等につきましては、一定期間を要することから、この期間でのワクチン接種以外での感染防止対策を講じることが重要であることを定めた、こういったマニュアルを整備していることについての記載がこれまでありませんでしたので、その旨の一文を追加するものでございます。

次に 24 ページ 65 番と 25 ページの 67 番でございますが、これはいずれも予防接種についての記載でございます。予防接種における特定接種と住民接種の実施については、そのマニュアルを整備するとともに、これに基づき、市が主体的に予防接種を実施する旨の記載を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 26 ページ 72 番でございます。新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や濃厚接触者の診察を行うため、保健所が帰国者、接触者外来の設置と診療及びその情報提供の実施を行う旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂となっております。同じく 27 ページ 74 番でございます。医療従事者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や患者が大幅に増加した場合の在宅医療支援体制の整備、及び医療機関との情報共有やネットワークを活用する旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

続きまして、以降第 4 章 各発生段階における対策についてのご説明となります。先ほど概要の中でもご説明いたしました。各発生段階における対策につきましては、それぞれ、1 実施体制、2 情報収集及びサーベイランス、3 情報提供及び共有、4 予防接種、5 医療、6 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の発展に関する措置と 6 つの項目に分けて実施することを定めておきまして、各段階で同じ構成での対策の内容を記載しております。第 4 章における改訂箇所等の説明につきましては、発生段階が移行しても取り組む内容が同じ、または同様の内容である場合、そういう記載がなされているか、もしくは軽微な変化に留

まっている項目につきましては、重複した説明となってしまいますので、この場合は説明を省略させていただきます。

続きまして、29 ページをお開きください。番号 83 番でございます。発生段階が未発生期におきまして、新型インフルエンザに携わる医療従事者や専門家等を要請した上で、大阪府対策本部の立ち上げに備えた体制を整備する旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂となっています。29 ページ 84 番から 30 ページの 86 番までにつきましては、サーベイランス及び疫学調査の実施について、国や大阪府との連携体制の整備を図ることを調査研究の項目として追加するなど、保健所の役割を明確化する旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 32 ページの 96 番になります。保健所は国内外の感染症等についての情報を常に把握し、国内での感染防止対策を図る必要があることから、検疫所との連携等による水際対策についての一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 34 ページ 100 番でございます。これまでも要援護者に対する生活支援は、その対策準備から実施まで大阪府との連携により行うこととしておりますが、今後、保健所設置市として主体的に行うべき要援護者への生活支援の具体的な取り組み内容を記載するものでございます。なお、この要援護者に関する具体的な対策の追加記載につきましては、この後のすべての発生段階において、おおむね同様の追加をするものでございますので、以降はここでの一括説明とさせていただきます。

次に 35 ページ 104 番でございます。海外で新型インフルエンザ等が発生したときに、保健所は健康危機管理対策会議を組成し、本市の実情に応じた医療や搬送体制の整備を図る必要が生じることから、関係機関との連携体制を構築する旨の記載を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

続きまして 39 ページ 116 番でございます。発生段階が市内未発生期におきまして、国が示す新型インフルエンザ等の症例の定義を関係機関に周知するほか、帰国者・接触者相談センターの設置及びその周知をする役割についての一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 40 ページ 117 番でございます。医療体制の整備や帰国者外来等の開設の要請、院内感染対策、公衆衛生研究所への検体の搬送、ハイリスク者等への受け入れ医療機関の把握、及び、患者の搬送体制の確立など、これまで大阪府が実施する対策への協力ということでございましたが、今後これらの対応を保健所が実施する旨の内容を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に、43 ページ 121 番でございます。発生段階が市内発生早期におきまして、府内発生早期において市対策本部がすでに設置されている場合には災害対策本部会議を、市対策本部がまだ設置されていない場合には健康危機管理対策会議をそれぞれ開催し、これまで府との協議により発生段階を決定されていたものを、府内発生早期の客観的事実を以って、市の裁量によって本市の発生段階を決定する旨の変更をするもので、保健所の移管に伴う変更でございます。

次に 44 ページ 125 番でございます。患者発生情報の公表及び感染拡大の防止の観点から、濃厚接触者の調査や臨時休業の要請を行う旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次 44 ページの 128 番でございます。感染症予防に基づきます、治療、入院措置等の患者への対応、及び、濃厚接触者に対する外出自粛要請や健康観察等の措置を直接的に行う旨の追加をするもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 45 ページ 130 番でございます。市民に対するワクチン接種の方法の根拠を、住民接種マニュアルに基づき実施するための語句を改訂するものでございます。

次、49 ページになります、141 番でございます。発生段階が市内感染期におきまして、患者発生情報について、基準を定めて、大阪府との連携のもと、これを公表する旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 50 ページ 145 番でございます。市内感染期におきまして、患者の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の見合わせの要請、及び外出自粛要請等の措置を中止することの一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に 52 ページ 156 番でございます。発生段階が小康期におきまして、感染のピークが過ぎて、患者数の増加がみられない等の状況におきまして、市対策本部

が廃止された場合においても、必要に応じ、健康危機管理対策会議を開催し、流行の第二波に備えた準備を行う旨の一文を追加するもので、保健所の移管に伴う改訂でございます。

次に、53 ページ 163 番、参考資料 1 発生段階別対応一覧、これ以降につきましては、発生段階と本文に記載している対策との相関において一覧表での改訂内容を記載しているものでございますが、この一覧表の記載内容は本文を引用しているものでございますので、資料 4 の改定案本編の 66 ページ以降と同じものが記載されておりますので、恐れ入りますが、一覧表の説明につきましてはここでの説明は割愛させていただきます。

最後に保健所設置市としての本計画による記載が必須となっている項目につきましては、別途、大阪府が支給するチェックリストにより必要項目が漏れなく記載されていることを確認をいたしております。以上、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂案についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

長尾委員長

ありがとうございました。中核市になることによってこれだけ、根本から変えなければならない部分があったりしますので、名前を変えたらいい問題ではなく、立場が変わると非常にたくさんのものが変わるんだなと実感しますけれども、いかがでしょうか。あまりたくさんありすぎてご指摘するのも大変だと思いますけれども。

最初の方では寝屋川医師会とかの、医師会という文言を、最初は全部、寝屋川市医師会とか、寝屋川市薬剤師会、寝屋川市歯科医師会とかそういうふうに文言が少し変わったりとか、当初は寝屋川市という文言がなく、医師会で示しておられましたけれども、やはり寝屋川市としていないと大阪府医師会なのかどこの医師会なのか、範囲が少しわかりにくうございましたので、そこも直っているようです。

福島委員

いま長尾先生が言われたことについて、少し気づいた点がありますので、教えていただきたいのですけれども、例えば 31 ページの真ん中あたりに、市医師会、

歯科医師会、薬剤師会、病院協会等とありますが、市が医師会だけについているのが、市というのがどれにかかっているのか、医師会だけにかかっているのか、ちょっと疑問に思いまして、実は40ページを見ますと、上から7行目ですけれども、ここも市がついてないです。なので統一されると良いのではないかと思います。

事務局

その通りですね。ありがとうございます。誤記載でございます。前で長尾委員長からご指摘あったように一番前では寝屋川市をつけて、そのあとは省略させていただき旨を同意しているにも関わらず、ここで市が残っている感じになりますので、誤記載ですのでこちら訂正をさせていただきます。それと同じようなことが13ページのところで、誤記載、同じことをしでかしているところがありますので、13ページの9行目になります。すみません、ほかでも同じようなところがないかまたもう一度点検をして、訂正をさせていただきたいと思います。

長尾委員長

いかがでしょうか。

それに伴って、例えば、消防本部とか警察署も全部寝屋川市でいいですね。例えば、消防本部も枚方寝屋川消防本部になりますし、そんなんも最初に書いてあるんですかね。

長尾委員長

いかがです事務局。

事務局

おっしゃるとおりですので、はっきりと個別に分離できるようにしたいと思っておりますので訂正の方をかけていきたいと思っております。

長尾委員長

お願いします。いかがでしょうか。

福島委員

それではそのほかのことで気づいた点でありますけれども、2ページ目の前書きでございますが、2ページ目の2段落目今般特措法等々ございます、この段落は前回5年前に最初に行動計画を立てられた時の文言を踏襲しておられると思う

のですけれども、そのときは今まさに作っていますということで、試行というか完成で作られていなかったと思うのですね。今回は改訂版を作られるということで、平成 26 年 3 月に策定したという年月をせっかくですので、ヒストリーとしていれられてはいかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。せっかくできているものでもありますので、その旨記載を追加したいと思います。

福島委員

今回のサーベイランスに関して、かなり重点的に付け加えないとということで、例えば 33 ページをご覧ください。(2) 情報収集サーベイランスというところですが、真ん中ぐらいにウイルスサーベイランスというのがございます。ここでは新型インフルエンザに特化した書きぶりとなっていますので、ウイルスサーベイランスでいいと思うのですけれども、国の事業の正式名称は病原体サーベイランスではないかなと思います。患者発生報告と病原体提出報告というふうに定義されていますので、今回この行動計画をカバーするのがインフルエンザのみならず新感染症を含めるとなるとウイルスではなくて、細菌のこともありますので、総括して病原体サーベイランスという方がいいのではないかと思います。ついで申し訳ないのですけれども、下 3 行目、大阪安全基盤研究所と書かれていますが、大阪健康安全基盤研究所が正しいかと思えます。

実は 52 ページ目に旧名称で大阪府立公衆衛生研究所というのが出てきておりますので、そちらも大阪健康安全基盤研究所に直していただければと思います。この辺りは文章全体をワードで検索をかけていただければいいのかなと思います。52 ページの上から 8 行目ですかね。

すみません、もう一点 33 ページ目で、これは事務局にお尋ねした方がいいのかなと思うのですけれども、(2) ②のサーベイランスの 2 行目から 3 行目で、子ども部（保育所）というふうに書いてあります。あるいは同じページの下から 5 行目に市内の保育所等と書いてありまして、先ほどのご説明で保育所は保育施設に変えましたというふうにおっしゃってございました。それは保育所のみではカバーできない施設があるということだったんですけれども、ここは保育所でいいの

でしょうか。また、保育施設とはどこまでカバーするのか等々教えていただければと思います。

長尾委員長

ご指摘ありがとうございます。まず、保育所いかがでしょうか。

入江課長

保育課の入江でございます。保育所という表記でございますが、それを保育施設というふうにさせていただいておりますが、現在、最近子供子育て支援法の改訂で認定こども園とかもございまして、そちらの部分を含めている形をとりたいと思っております。

福島委員

ありがとうございます。では 33 ページ目は保育所じゃなくて保育施設ということよろしい？

入江課長

こども部の後の括弧のところですかね。そこは検討させていただくと、下の方の保育所というところもですね、そのような形で修正させていただきます。

福島委員

ありがとうございます。

長尾委員長

お願いします。他はいかがでしょうか。

柘田委員

すみませんちょっと教えていただきたいのですが、こういういろんな事業が立ち上がる時には当然資金がいると思うのですが、それは予算としてどのぐらい組んでらっしゃるのかとか、通常予算で組んでいくのか、特別で組んでいくのか、寝屋川市はどのようになっていくのでしょうか。もしわかれば教えてください。

事務局

はい、ご指摘いただいた件、予算をどうするのかということなんですけれども、まず行動計画でこういうことを取り組んでいくということを以って、予算要求をしていくということになりますので、現時点でこれを特別予算を組んでいるということではありません。計画が成った時点での予算要求ということになってこよ

うかと思えます。

柘田委員

大体いくらぐらいか教えていただけるとうれしいのですが、試算として。

事務局

試算もこれからになってこようかと思うのですけれども、新型インフルエンザに向けた、例えば資機材の整備であったりとか、人件費も当然かかってこようかと思えますので、その辺をトータル的に今後積み上げていっての段階ではございません。

長尾委員長

ありがとうございます。貴重なご指摘を。他はどうでしょうか。先ほどのウイルスも病原体サーベイランスでよろしいですね。

宮園委員

保健所の宮園です。行動計画（案）の方の 22 ページ、23 ページのあたりなのですけれども、市対策本部といったような下りが出てきまして、最初庁内会議があって、さらに市の対策本部を設置するというようなかたちで、23 ページの上のところには市対策本部の構成ということで掲げていただいているのですが、これを拝見すると保健所というのが見当たらず、各部署等のところで読むのかななんて思ったりしたのですが、市の対策本部、一方で保健所としては保健所そのものが対策本部だったりするので、その対策組織の中にするのか外にするのか、その辺の部分について、どんなで感じお考えなのかなというのをお聞かせいただければと思います。

事務局

申し訳ございません、現時点の寝屋川市の対策本部というものは元々災害対策本部、所謂地震や水害やそういう時の対策本部にこの特措法等が施行されたときに、新型インフルエンザの対策本部をその本部構成メンバーがほぼ同じということで、すみません、くっつけてそこに転用してしまっていますので、宮園委員がおっしゃったように、ちょっとその辺の齟齬が生じているというところがあるかと思えます。ですので、新型インフルエンザの対策に特化するという意味では、その辺の組織の、もう一回考え直すという必要性はあるかなというふうに思っ

おります。

宮園委員

ありがとうございます。48 ページの市内発生早期というあたりを聞きますと、市の対策本部、災害対策本部というのと、未設置の場合は健康危機管理対策会議をとということになっていまして、このあたりの兼ね合いもすごく難しいなど、市だけで完結するわけではなくて、前の2009年の時にご経験された方々はよくご存知かと思えますけど、結構市で固まられるとむしろ対策がむしろ後手後手に回る、保健所としてはむしろ、その大阪府の一保健所としてふるまった方がむしろ対策がうまくいくといった面もあるという、そういった評価もありがとうございますので、また一緒にぜひ考えさせていただければと思っていますので、ぜひともよろしく願いしたいと思えます。

長尾委員長

そうですね、とくに市民、小さな範囲じゃなくて、府としての情報の共有は大事だと思います。ご意見ありがとうございます。その他いかがでしょうか。さまざま出てくるかと思えますけれども、立場変われば、ほんとに文言を変えるだけじゃなくて、だいぶ違うのだなと思えますが。

膨大な行動計画、新旧対照表ですけれども、文字の脱落とか追加さまざまなことがあるかと思えますので、これはいつまでにか、まだもう一度あるんですかね。はいどうぞ。

事務局

後ほどでも説明しようと思ったんですけど、今回いただきましたいろんなご意見とかを踏まえてまた再度内部でも点検をいたした中で、今おっしゃったような誤字脱字、表現がおかしいであろうところを再度修正をいたしまして、もう一回、年内若しくはまた日程調整の方はさせていただくのですけれども、もう一度そこで委員会に諮らせていただきまして、成案にしていきたいというふうに考えております。

長尾委員長

ありがとうございます。先ほど宮園委員からご指摘あったように市の対策本部を災害対策本部をそのまま利用されたということですが、ほんとに誰がそ

の役割を担うのかわかりにくかったりしますので、寝屋川市保健所長とかそういうわかりやすい書き方がいいのかなと思ったりもします。他に何かご意見、どのようなご意見でも構いませんので。はいどうぞ。

宮園委員

先ほどちょっと予算の話とかがちょろっとだけ出たのですけれども、実際に発生したときなんかであれば、前回のときなんかであればPPEが大量にいたりだとか、タミフル、備蓄薬、薬に関しては、大阪府が備蓄しているものが放出されるというような話があるので、おそらく市でどうのこうのする必要は確かなかったと思うのですが、それ以外であれば検査の費用ですかね。そのあたりはちょっと情報を、お話を聞かせていただいた中では、必要に応じて補正予算等での対応というのもお考えだとお聞きしているのですけれど、やはり事前に医療機関さんが最前列に出ていただかないといけないという問題であったり、ここに出てきます相談センターでしたっけ、コールセンターというか、こういった相談の機能なんていうのが意外と手が取られるところになったりしてるのですね。こういう体制なんかも事前に前回のことを検証しながら、急遽どういうことを準備していかなければいけないのか、例えば回線を新しくひくだとか、場合によってはコールセンターをどこかへ外部委託をするだとかということを想定しないといけないのかもしれないし、意外と変なところで手が取られて、本当に必要な疫学調査だとか、本当に専門的な知識が必要なそういう部分に手がさけないというようなそういったことが起こる。他の災害と違って、全国一斉に警戒態勢に入ってしまうので、よそからの支援が得られないというのが他の災害との大きな違いなので、この感染症というのが。そういう点で本当に自分たちだけでやらないといけないという部分つらさがある、全国一緒なんですけれども、そういう部分では、そういったようなものを含めて計画の中にすでに呑み込めるような形で事前に準備をする。それに従ってさらに、単にここに書くだけではなくて、ほんとにいろんなかたちで関係機関の皆様方と一緒に体制整備というのはしていく必要があるのかななんてことを考えていますので、感想みたいな話になりましたがすみません。

長尾委員長

ありがとうございます。そうですね、一部の府、寝屋川市だけではなく、のみならず大阪府、近畿地区全体がとか、全国もそのようなインフルエンザが流行る、流行するということも十分予想されます。ありがとうございます。

それでは続きまして、次の案件に進めさせていただきます。案件の第3その他を議題とします。事務局のほうから何かありますでしょうか。

事務局

はい、資料6 改訂スケジュールをご覧ください。8月22日第1回庁内連絡調整会議を経まして、本日第1回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を開催いたしております。10月の中旬、大阪府へ案を送付いたしまして助言等をいただく予定でございます。12月中旬、第2回庁内連絡調整会議を開催いたしまして、12月下旬、第2回の寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を行う予定となっております。3月、市議会及び大阪府知事への報告をする予定となっております。その他の案件といたしまして、事務局から以上でございます。

長尾委員長

ありがとうございます。日程調整の方もまたありますので、委員の皆様よろしくお願ひします。他、ご質問等々ございませんでしょうか。ないようでしたら、これにて本日の予定はすべて案件が終わりましたので、終了させていただきたいと思ひます。また、第2回もよろしくお願ひいたします。それでは以上です、事務局お願ひいたします。

事務局

はい。以上をもちまして、第1回新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を終了いたします。本日はご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。